

災害対策及び体制

副首都推進局

＜基本的な考え方＞

- 特別区設置後は、4つの特別区が独立した自治体として、地域の実情を踏まえた災害対策に取り組むこととなる。
すなわち、それぞれ特別区地域防災計画を策定し、災害予防や体制整備に取り組むとともに、災害時は特別区災害対策本部を設置し、特別区長のもとで、地域の被災状況等に応じたきめ細やかな応急救助や住民支援を実施
- 区役所（地域自治区の事務所）は、災害時においては特別区災害対策本部のもと、現行と同様に、地域自治区内における被災現場の対応等を実施。平時においても、地域に密着した災害対策を実施するとともに、計画策定等について本庁とも連携し、必要な対応を実施
- 特別区設置当初から適切な災害対応が行えるよう、設置準備期間中において災害時の本庁および区役所におけるより具体的な体制や役割分担等の詳細を検討し、各特別区の地域防災計画案に反映させる予定

■本庁の災害対策（大阪市⇒特別区）

	現行（大阪市）		特別区設置後
本 庁	【平時】 ・危機管理室において、災害対策の総括や連絡調整、企画・調査等のほか、下記の事務を実施 ・市防災会議を設置し、市地域防災計画を策定 〔地域防災計画とは：災害対策本部の設置基準や、災害時における各部や区の体制、役割分担等を規定〕 【災害時】 市災害対策本部の設置・運営 ・本部長は市長。所属単位で設置する部及び24区に設置する区災害対策本部が行う災害対応を総括し、市域全体の災害対策を推進 ・各所属（市長部局等）は部を構成し、応急救助や情報収集、住民支援、復旧活動等に取り組む		【平時】 ・危機管理室において、災害対策の総括や連絡調整、企画・調査等のほか、下記の事務を実施 ・特別区防災会議を設置し、特別区地域防災計画を策定し、各特別区が地域の実情を踏まえた対応を実施 ・避難所等の指定や備蓄品の配備、啓発等については、区役所とも調整しながら、区域全体で統一的に実施 【災害時】 特別区災害対策本部の設置・運営 ・本部長は特別区長。本庁各部等や区役所が行う災害対応を総括し、区域内全体の災害対応を推進 ※身近な単位となることで、被災状況を踏まえ、情報収集や必要な対応がより迅速に行えることを期待 ・本庁各部等は、応急救助や情報収集、住民支援、復旧活動等に取り組む

■ 区役所の災害対策（行政区⇒地域自治区）

	現行（大阪市）		特別区設置後
区役所 （現在）	【平時】 - 区地域防災計画※1の策定や、地区防災計画※2の策定支援、地域防災訓練、避難所の維持管理、避難所等の指定、備蓄品の配備、啓発等を実施 ※1 各区役所が、市地域防災計画をもとに区の特性を踏まえて作成する区の地域防災計画 ※2 地域の住民や事業者が作成する、地域の共助による防災活動の内容を定めた地区ごとの計画 【災害時】 - 区長を本部長とする区災害対策本部を設置。市災害対策本部のもとで、市地域防災計画に規定された区の役割や責務において、区内の災害対策活動を行う - 被災現場の対応として、救助班や避難受入班、調査班などの班体制を整備し、区民等の安全確保や支援を実施		【平時】 - 地域住民や被災現場の対応と密接に関わる下記の事務について、引き続き、区役所で実施 - 地区防災計画の策定支援、地域防災訓練、避難所の維持管理など - 特別区地域防災計画の策定や避難所の指定などについては、本庁と連携し、必要な対応を実施 【災害時】 - 特別区災害対策本部のもとで、特別区地域防災計画に規定される区役所の役割や責務において、現在と同様に、地域自治区内の災害対策活動を行う ※特別区地域防災計画に位置付けることによって、各区役所に区災害対策本部を設置することも可能 - 被災現場の対応として、避難者の救助活動、被災者受入や避難誘導等の避難受入活動、被害状況の把握など、住民等の安全確保や支援を実施
		区役所 （地域自治区の事務所）	

- 大阪府は、災害対策基本法に基づき、現行と同様に特別区を含む基礎自治体に対して支援等を実施

2 災害対応にかかる職員の体制

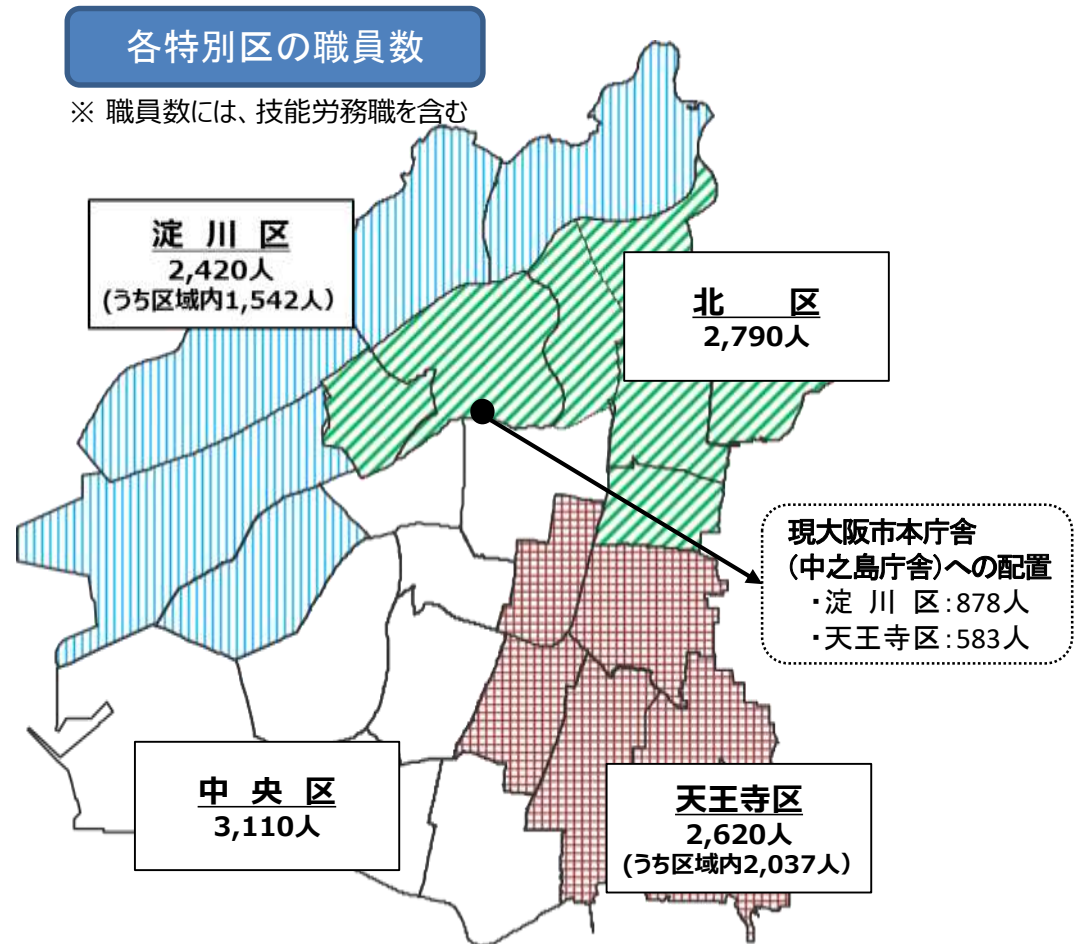
- ◆ 災害対策について、4人の特別区長が各特別区域（人口約60～75万）において、より地域の実情に即した対応を実施　[←現大阪市では一人の市長の下で市全域（約270万）に対応]
- ◆ その際、職員の配置先が区域の内・外に関わらず、特別区地域防災計画に定められた役割に基づき取り組む

《平 時》

- ・本庁は危機管理室を中心に、区役所は総務・地域活動支援部門を中心に、本庁と区役所が連携しつつ対策を進める

《災害時》

- ・全職員が総力を挙げて対応することが基本（区域内の職員だけで対応する訳ではない）
- ・被災状況に応じて柔軟に体制を組む必要があるのは現行と同様
- ・閉庁時に発災した場合は、予め定められた参集先で対応（区域外の配置職員も区域内へ参集など）



参考資料
(区役所庁舎に配置される職員数)

参考資料

区役所庁舎に配置される職員数

◎ 区域内に配置される職員数全体について、特別区の設置前後で単純比較できない



- ・大阪府への移管により所掌事務が異なっている（設置前：広域＋基礎 ⇒ 設置後：基礎）
- ・特別区域と、現在の工営所などの管轄区域が異なっている

◎ 参考として、庁舎コスト試算上の考え方に基づき、区役所庁舎における配置状況を比較

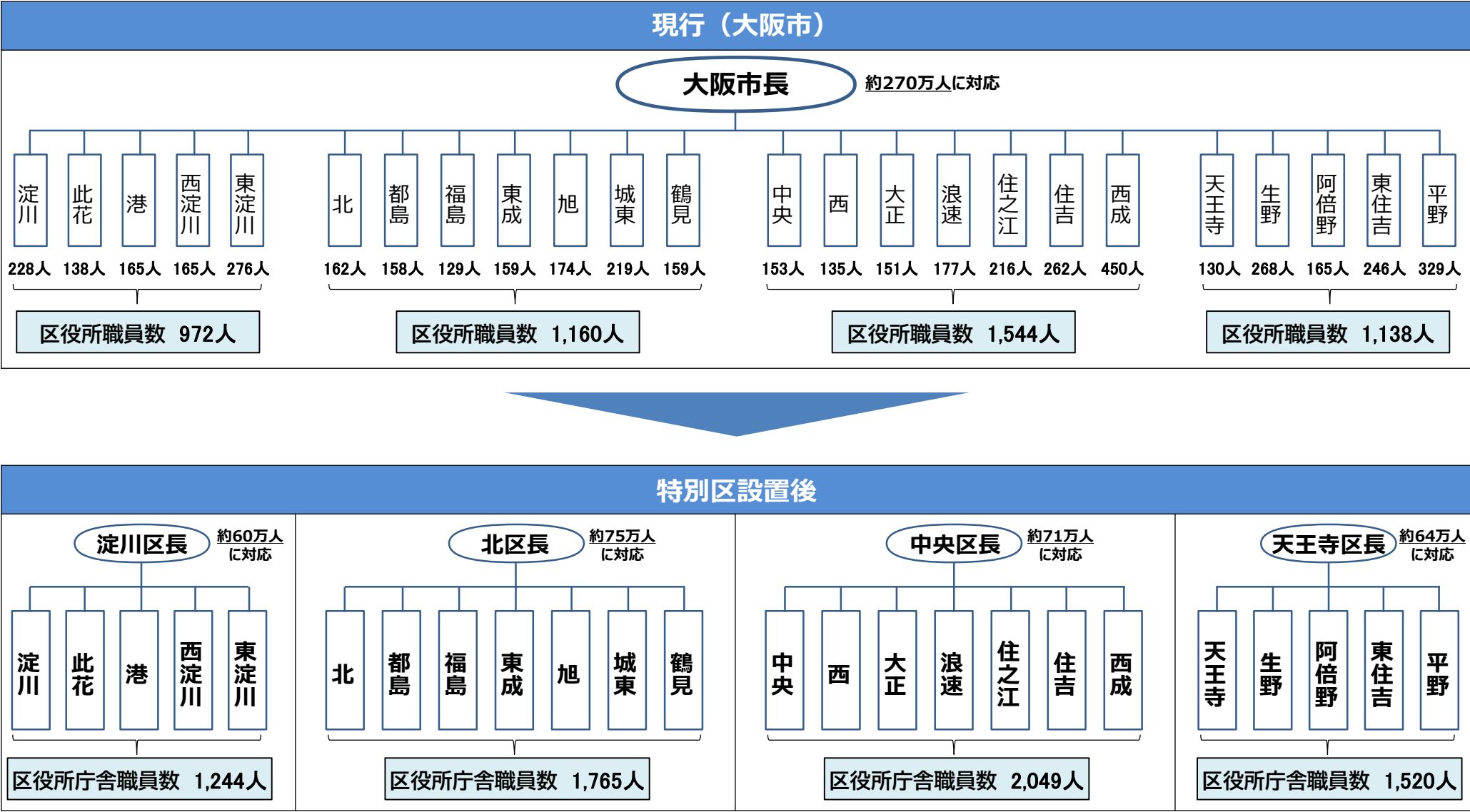
<庁舎コスト試算上の考え方>

- 各区域内の既存庁舎を最大限活用
- 職員一人当たりの必要執務室面積（職員数には、技能労務職を含む）
 - ・本庁 ⇒ 16㎡／人 ・事業所 ⇒ 22㎡／人
- 各区役所庁舎には、区役所（地域自治区の事務所）職員のほか本庁及び事業所の職員を配置
 - ※実際の職員配置は設置準備期間中に検討

- 特別区設置前の職員数は、事務事業現況調査（H28.5.1時点）における職員数
- 現24区役所平均：28.1㎡／人

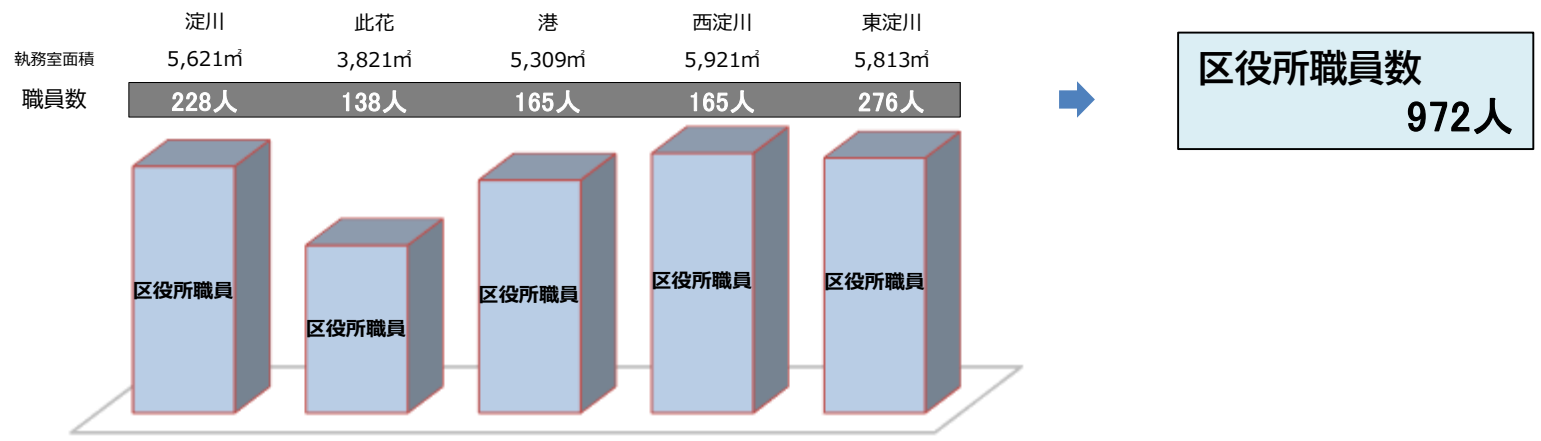
区役所庁舎に配置される職員数（イメージ図） 総括表

◆ 区役所庁舎に配置される職員数で比較した場合、全特別区で増加（災害時に必要な体制を整備可能）

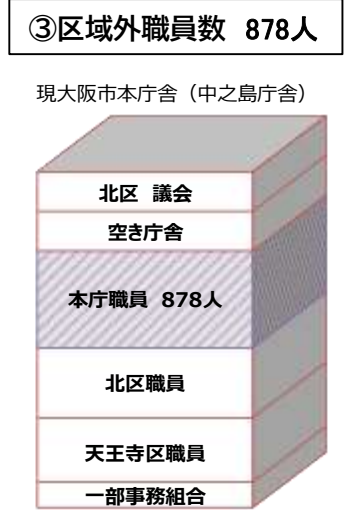
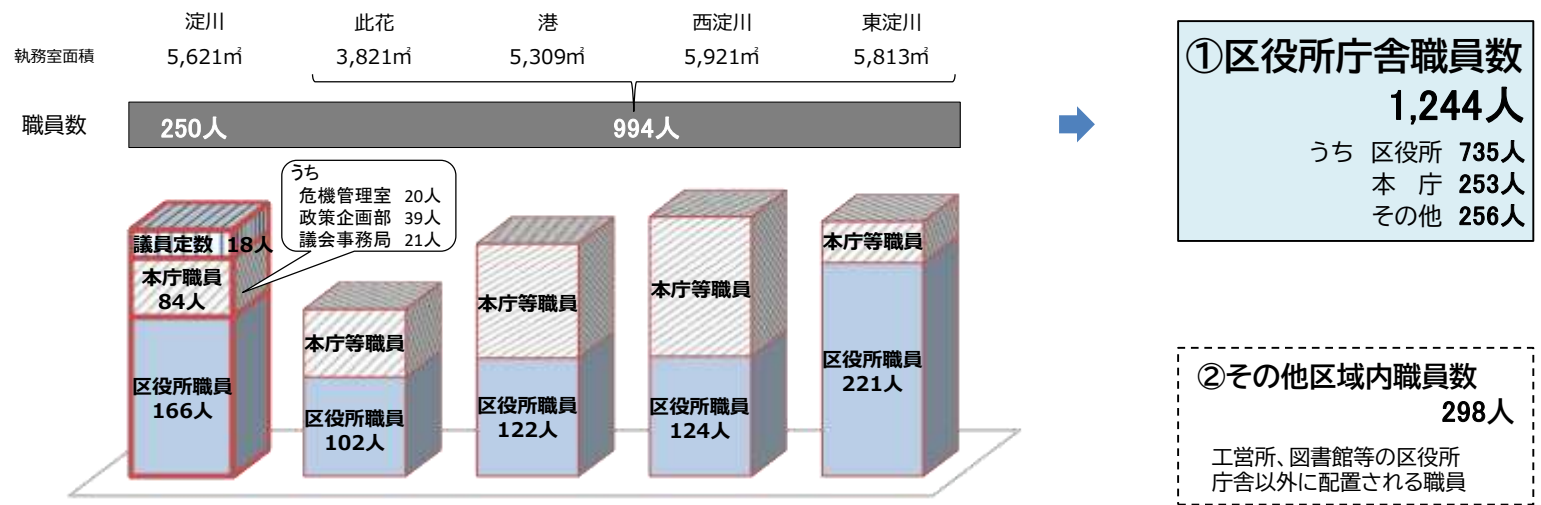


区役所庁舎に配置される職員数（イメージ図） 淀川区

現行（大阪市）

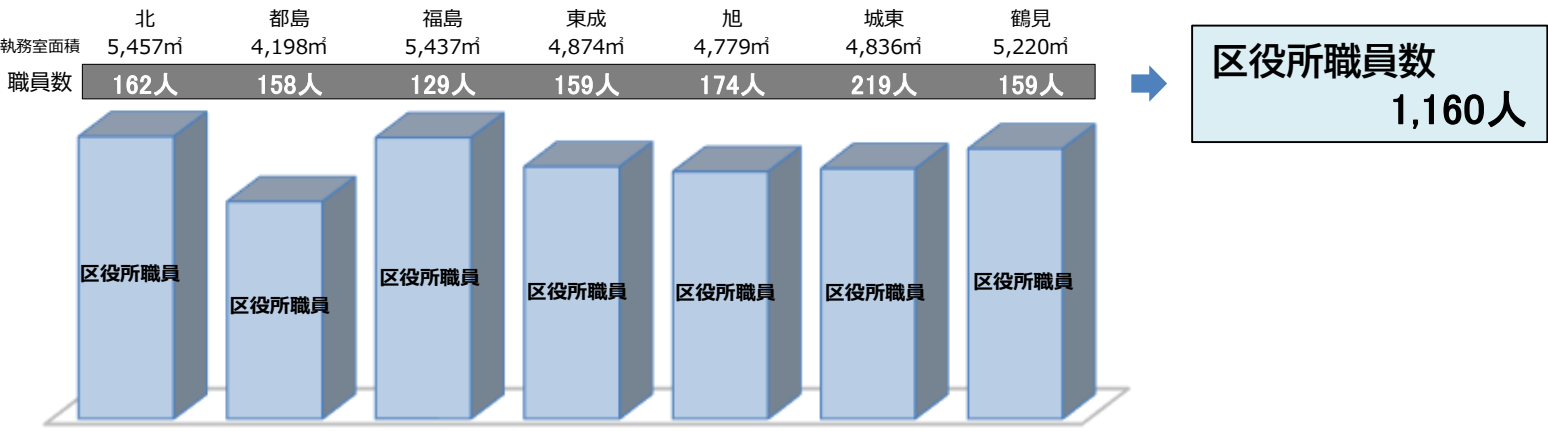


特別区設置後【淀川区職員数：2,420人（＝①＋②＋③）】

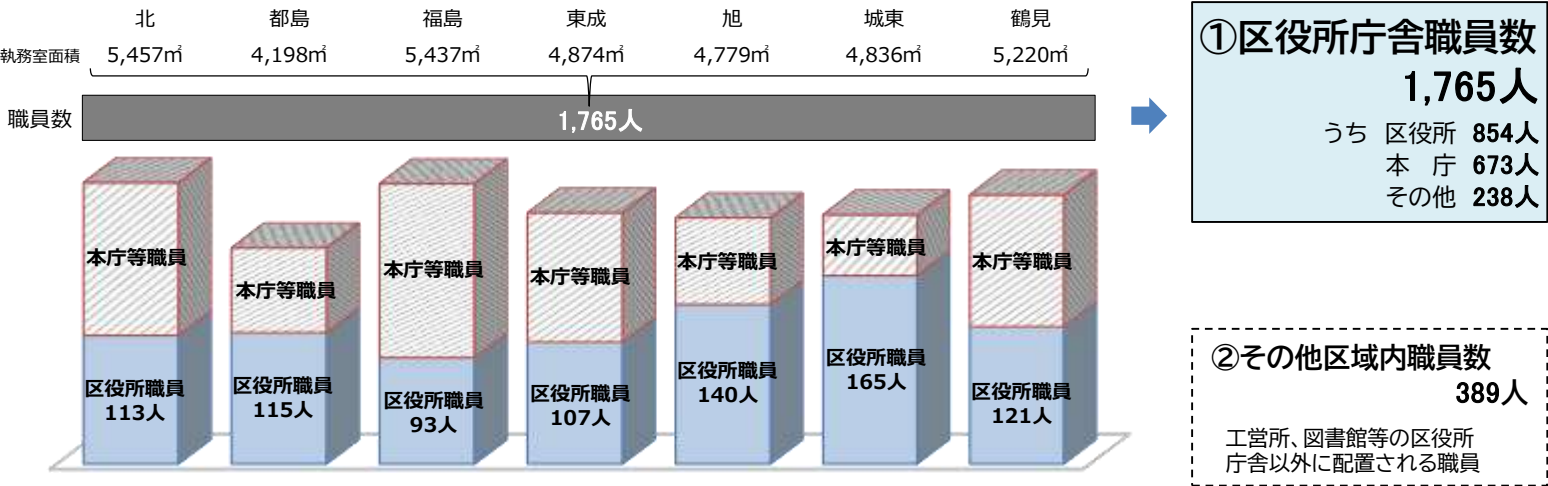


区役所庁舎に配置される職員数（イメージ図） 北区

現行（大阪市）



特別区設置後【北区職員数：2,790人（＝①＋②＋③）】

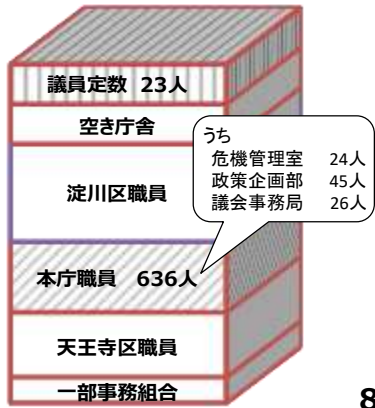


②その他区域内職員数 389人

工営所、図書館等の区役所庁舎以外に配置される職員

③中之島庁舎職員数 636人

現大阪市本庁舎（中之島庁舎）



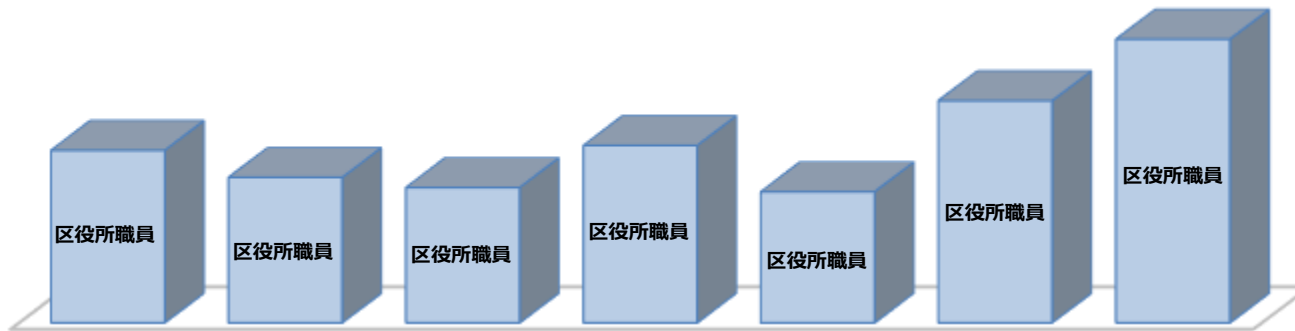
区役所庁舎に配置される職員数（イメージ図） 中央区

現行（大阪市）

執務室面積	中央 5,745㎡	西 4,843㎡	大正 4,505㎡	浪速 5,905㎡	住之江 4,365㎡	住吉 7,397㎡	西成 9,447㎡
職員数	153人	135人	151人	177人	216人	262人	450人



区役所職員数
1,544人

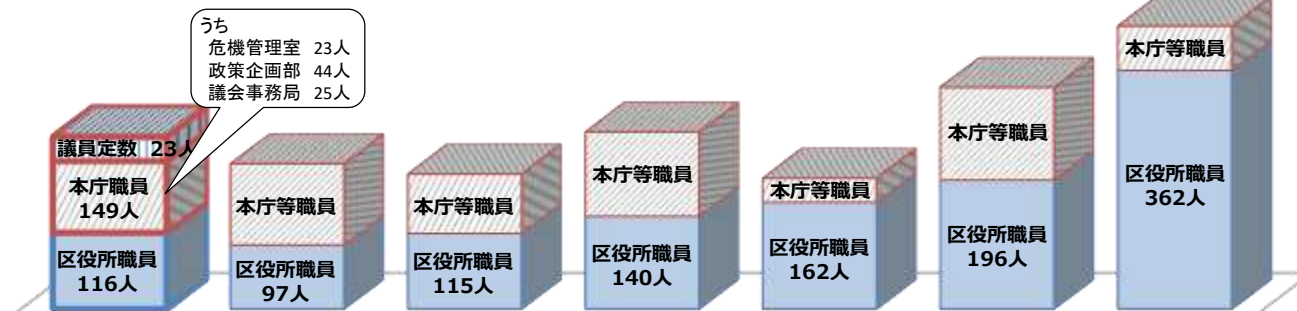


特別区設置後【中央区職員数：3,110人（＝①＋②）】

執務室面積	中央 5,745㎡	西 4,843㎡	大正 4,505㎡	浪速 5,905㎡	住之江 4,365㎡	住吉 7,397㎡	西成 9,447㎡
職員数	265人	1,784人					



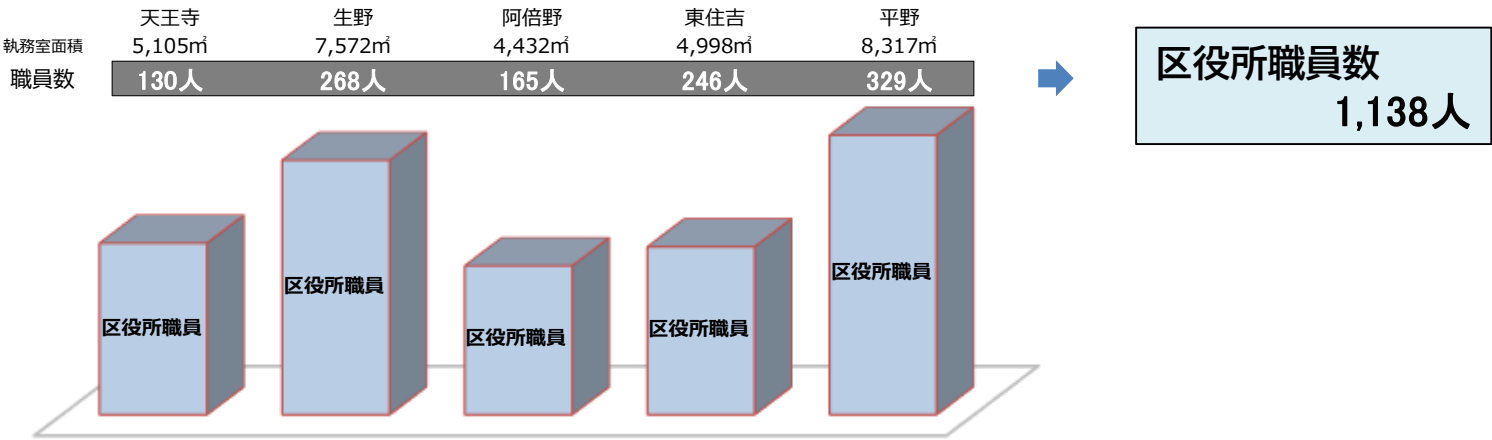
①区役所庁舎職員数
2,049人
うち 区役所 1,188人
本庁 612人
その他 249人



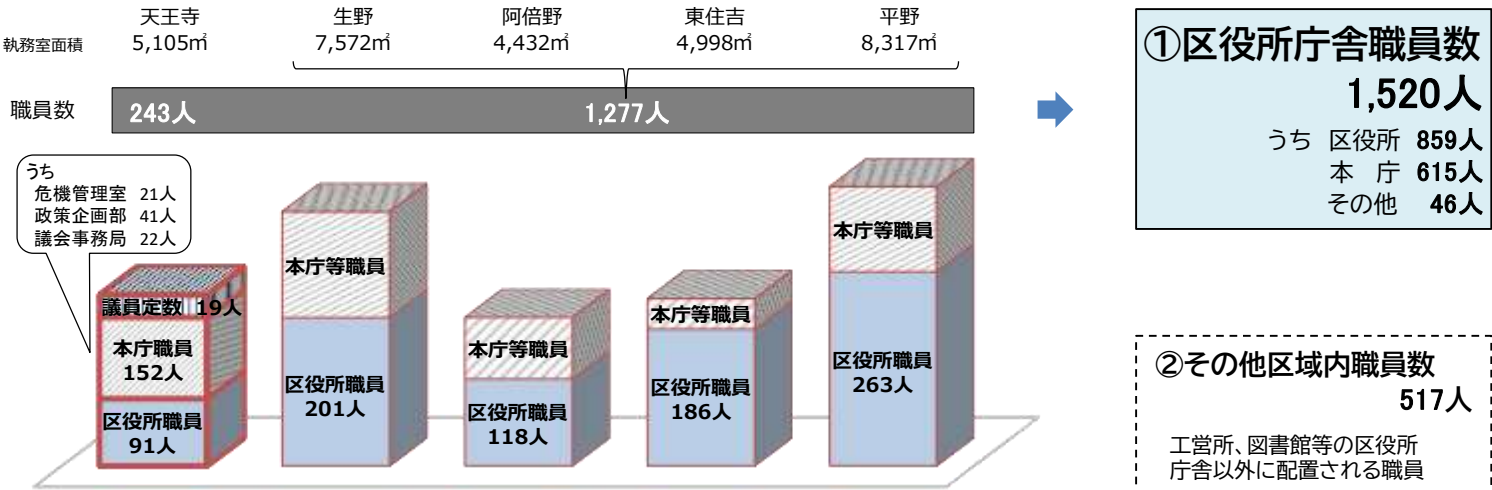
②その他区域内職員数
1,061人
うち ATC 675人
工営所等 386人
ATC、工営所、図書館等の区役所
庁舎以外に配置される職員

区役所庁舎に配置される職員数（イメージ図） 天王寺区

現行（大阪市）



特別区設置後【天王寺区職員数：2,620人（＝①＋②＋③）】



③区域外職員数 583人

現大阪市本庁舎（中之島庁舎）

